

事業者の皆様へ

令和3年3月22日
大 阪 府

契約事務に係る提出書類等への押印見直しについて

事業者の皆様のご利便性の向上や契約事務の簡素化の観点から、契約事務に係る提出書類等の押印義務の見直しを下記のとおり行いますのでお知らせします。

記

1 提出書類の押印の見直し

法令、府の条例などにより、押印が義務付けられているもの、受発注者の意思確認や本人確認を厳格に行う必要があるものなどを除いて、提出書類への押印を廃止します。

押印を廃止するもの：見積書、請求書、各種届出書など。

押印が引き続き必要なもの：契約書、請書、委任状、変更契約に係る協議書など。

2 府が通知する文書に係る公印等の押印の見直し

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務に係る検査通知書など、検査関係の通知書、回答書については、府の公印、契約担当者印の押印を廃止します。

押印の見直しの詳しい内容については、こちらをご覧ください。

[契約事務に係る提出書類等への押印見直し一覧表\(pdf\)](#) (別紙)

参考：押印義務の廃止件数 718件 / 904件

3 実施日

令和3年4月1日から

なお、旧の提出書類（「印」が表示されているもの）についても実施日以降は、押印をしていただく必要はありません。

提出書類の押印の要否が分からない場合などのお問合せは、当該書類の提出先の担当課にお尋ねください。

【問い合わせ先】

大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課

電話：06-6944-6153（直通）